

# 平成30年第4回上三川町議会定例会会議録

平成30年9月6日（木）

## 3 目 目

（一般質問）



1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 遠井 正  
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	星野 和弘	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問



午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 昨日の一般質問で、小川議員の質問、防災マップの印刷部数について報告がございましたので、報告いたします。

B4判1万5,000部を印刷し、各世帯、また町の公共機関等に配布してございます。それとは別に、A1判1枚物を200部印刷しまして、こちらにつきましては各自治会の公民館等に配布することで現在調整してございます。

以上、報告を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

順序に従い、1番・篠塚啓一君の発言を許します。1番、篠塚啓一君。

(1番 篠塚啓一君 登壇)

○1番【篠塚啓一君】 それでは、ちょっと一般質問に入る前に、今朝、北海道地方に地震により被災された皆様、並びにそのご家族の皆様にお見舞い申し上げます。被災地の皆様の安全と一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告順に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

今回は、小中学生の英語力アップについてということでお伺いします。

グローバル化がどんどんと進み、上三川町に在住する外国籍の方も大分ふえてきております。こういった身近なところからも、外国語習得の必要性は以前にも増して重要になってきているのかわかるのではないのでしょうか。

特に、英語教育につきましては、先輩議員の方々が過去に質問をされておりますが、2020年度に迎える学習指導要領の改訂を1年半後に控え、移行期間である今年度より前倒しで導入している内容や、それ以前から取り組んでいただいていることなどもあると思いますが、大きく4点のことについて質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目に、国の第2期教育振興基本計画では、中学3年生で英検3級相当以上の英語力を持つ

生徒を50%以上とするという目標を設定しているが、現在の町の状況はどうか。

2点目に、この目標を達成するために、具体的にどのような取り組みをされているのか。

3点目に、2020年に英語教育は大きく変わるようですが、これに向けてどのような取り組みをしているのか。例えば、小学3・4年生で外国語活動を開始する。小学5・6年生では英語が教科として導入される。次に、中学の英語授業は英語で行うことを基本とする。大学入学共通テストで4技能評価、民間資格・検定試験の活用。

そして、最後に、英検の検定料の助成の考えはないのか。

以上、大きく4点についてお尋ねいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

平成29年度の英語教育実施状況調査では、英検3級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合は、全国と上三川町ともに40.7%という同等の結果でございました。しかし、英検3級以上を取得している生徒に限定してみると、全国が22.0%に対して、上三川町は31.4%と全国を10ポイント近く上回る結果となっております。

次に、2点目と3点目は共通する部分があるため、あわせてお答えいたします。

国の生徒の英語力向上推進プランを踏まえ、本町では、平成27年度から英語教育改革実施計画を策定して計画的に進めております。主な内容としましては、授業時数の確保、ALTの配置拡大、町の英語教育の教員リーダーの育成、英語授業力アップ研修や教科書教材等の調査研究等でございます。

今年度からALTを2名増員し、7名のALTが中学校区を基本として勤務しており、中央公民館で、夏休みに行われる「エンジョイ英会話キッズ」などの生涯学習事業にも協力し、好評をいただいております。

本町においては、本郷北小学校が平成19年度から2年間、文部科学省より外国語活動等の研究指定校として指定を受け研究に取り組み、その成果を町内外に発表し共有してきた経緯があります。

町内各小学校においては、5・6年生で実施する外国語活動を予備時数を活用することにより小学校1年生から実施し、全ての授業にALTが配置され成果を上げています。

また、中学校での英語使用状況は、コミュニケーションの領域でオールイングリッシュに取り組み、文法説明などについては日本語を使うなど、学習内容により英語と日本語を弾力的に使い分けて授業を進めております。

最後に、4点目の英検の検定料の助成についてですが、以前にも一般質問で取り上げられ、本町の英語教育の一層の推進を図りたいと考え、これまで町長とも協議を重ねてきました。現在、その実現に向けて準備を進めているところであり、今後は中学校との調整も図っていきたいと考えているところでございます。

英語力の評価に民間資格・検定試験の活用が促進され、今後、大学入学共通テストにおいても英語の試験が民間資格・検定試験に一本化される計画がある中、検定合格の目標達成の過程の中で英語力向上をさせることも町の将来を担う人材育成のためには意義のあることと考えます。学校教育における英語

教育改革実施計画や社会教育の生涯学習事業などを中核に、まちづくりの大きな枠組みの中で本町の英語教育を考えていきたいと思ひます。

グローバル化に対応した英語力の向上は今後もますます重要と考えますが、論理的思考を支える国語力の育成がより大切であることを踏まえた上で取り組んでいきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 非常に丁寧な答弁をありがとうございました。早速なんですけれど、それでは、再質の方に入らせていただきたいと思ひます。

今、数値の方、お答えしていただいたんですが、それにあわせて平成28年度等も数値の方を述べてみたいと思ひます。

まず、上三川町、平成28年度、3級相当が13.8%、3級の取得者が21.5%で35.3%。栃木県は、同じく3級相当が16.6%、3級の取得者が18.5%で合計が35.1%。全国は、同じく3級相当が18%、3級取得者が18.1%で合計36.1%。教育長がお答えいただいた平成29年度、まず、上三川町は3級相当が9.3%、3級取得者がお答えいただいたように31.4%で合計が40.7%。栃木県が、3級相当が15.3%、3級取得者が23.7%で合計が39%。全国が、3級相当が18.7%、3級取得者が22%で合計が40.7%。答弁いただいたように、平成29年度の当町、上三川町と、あと全国は合計値が40.7%で同じになっています。中の細かい数字も答弁いただいたように、取得者で比べると、全国よりも10%ほど取得者が上回っているというところがわかるんですけれど、実際にそちらに、通告書にも書いたように、目標値というのは50%というふうになっています。全国の平均が40%ということは、当然、40%以下のところもあれば40%以上のところもあるわけで、50%を達成している都道府県、それから指定都市等もあるのはご存じかと思ひますが、都道府県においては、東京都と石川県と福井県、指定都市においては、さいたま市、横浜市、大阪市、福岡市、熊本市となっております。特に福井県は62.8%というようなかなか高い数字を持っています。

それでなんですけれど、ただ、上三川町も全国の取得の割合から比べるとかなり高いもので、そういったところを考えてみると、生徒の皆さんの努力とか、指導されている先生方、そういったものがうまくマッチしているんじゃないかと思ひます。

そこで、1つご質問なんですけれど、この3級相当というのは、誰がどのような方法で判断しているのですか。それから、こういった3級相当と判断するに当たって明確な基準というのがあるのか。そこに先生の主観といったものが挟まれる余地はないのかどうか、お答えください。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 調査においては、英語を担当する教員が英検3級の程度と照らし合わせて3級相当と判断するというようなことで回答しております。若干、個人差が出てくることは否めないのではないかと考えております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、どうしても先生によって評価が分かれてしまうというか、そうい

ったものというのやっぱりあるんですか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 多少は否定できないところはあるかと思えます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 例えば、町独自で、何か基準となるものというか、そういったものを設けたりという考えというか、そういったものはありますか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 客観性を持たせるためには、そのようなことも今後は研究していきたいと思っております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それでは、その点ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それですね、将来的に50%にするためにいろいろな取り組みというのはされているかと思うんですけど、英語担当の先生を対象とした研修というのは実施されていると思うんですけど、特にどういったものを、研修の内容とかお答えいただくことができますか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 まず、英語教育の本町のリーダーを育成するという意味で、文部科学省の英語教育推進リーダー研修に派遣をしております。現在、1名派遣が終わっているところです。また、宇都宮大学での半年間の内地留学研修に1名、さらには県の研修センター英語研修に1名派遣して、これは全て小学校の教員ですけども、その3名の教員が本町の小学校の英語教育のリーダーとして活動していただいております。

また、大きなところでは、文部科学省の英国への夏休みを中心とした2カ月間の研修に、本年度を含めて2名研修として参加しております。

また、一般の小学校の教員の英語研修として、3年間で悉皆の研修ということで、研修会を夏休みに実施しているところでございます。主なところはそのようなところでございます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 海外に研修に行かれたりとか、あと内地留学等、いろいろと研修はやられているようですが、ALTの先生とのコミュニケーションというか、英語担当の先生というのはどのような形でコミュニケーションをとられたりはされているんですか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 ALTの先生方は学校ごとに配置されておまして、授業をするに当たって、小学校であれば担任の先生、中学校であれば英語の教科担任と打ち合わせをして、授業の進め方などを確認して進めております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、ALTの先生とは密にコミュニケーションをとられているということよろしいですか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 そのような方向で準備をしておりますけれども、その打ち合わせの時間を捻出するのに、特に小学校では苦勞しながら時間をつくっているようでございます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 ぜひ、やっぱりネイティブというか、そういった方の発音ってすごく大事だと思うので、コミュニケーションを密にとって楽しい授業というような形で進められると、特に小学生なんかにはいいかなと思うので、忙しい中大変だと思いますが、ぜひ先生方には頑張ってもらいたいと思います。

次に、ICT機器ということで、タブレットとかを授業で活用とかはされていますか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 タブレットを初めパソコン、あるいは大型ディスプレイ、ICレコーダーなどを活用しながら、ALTの活用とあわせながら授業の中で取り入れて進めております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 現在の英語教育というのが「聞く」、それから「読む」、「話す」、「書く」という4技能、これをバランスよく伸ばす必要があるそうで、このバランスよくというのが本当に難しいことだと思っているんですけど、特に「書く」という分野で、ある一定レベル以上の割合が、全国的に見てもほかの3技能と比較して高いそうですが、その一方で、零点、そういった生徒さんが29年度の統計でも11%と、ほかの3技能ですね、「聞く」、「読む」、「話す」、そういったものと比較して高いそうなのですが、やはり何でもそうですけど、書けないとどうしても苦手意識というのが高くなってしまうと思うんですね。このような苦手意識を持つ生徒の英語学習への意欲を向上させつつ、能力を伸ばしてあげるための取り組みが必要じゃないかと思うんですけど、そこで、その取り組みの1つとして習熟度別に授業を行うということも考えられないのかなとは思いますが、これについてはどうお考えですか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 ご意見のように、少人数の指導は大切ではないかと思えます。個々に応じた指導ということで、ただ、習熟度というお話でしたけれども、習熟度よりもティーム・ティーチングの方が現場の実態に合っているということで、現在、各学校ではティーム・ティーチング、教員が2人あるいはALTと組んだりというようなことで、ティーム・ティーチングによる少人数指導あるいは個別指導ということに取り組んでいるようでございます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、ティーム・ティーチングというお話があったんですけど、例えば、英語強化の担当の先生とALTの先生と2人とかという感じになるのかなと思うんですけど、今、教育長からあったように、少人数というお話があったんですけど、2人で結果的に三十数名の生徒を見ることになると思うんですね。その場合に事細かなというか、指導というのが可能ですかね。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 1対1の指導が、マンツーマンでの指導が一番いいということは一般的には言えるのではないかと思いますけれども、効率等を考えて現場の教員がそのような手法をとっているとい

うのが実態でございます。また、さらにはマンツーマンに近いような対応が必要な場合には、個別の指導なども部分的に取り入れることも可能ではないかと思えます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それではですね、ちょっと視点を変えてみて、英語学習に関するアンケートというのは、例えば、小学校とか中学校でとられてたりはするんですか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 県のとちぎっ子学力学習状況調査において、そのような質問項目がございます。その結果につきましては、本町の2年生は英語に対しての興味関心が高い、英語の勉強は楽しいというようなよい結果が出ております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、答弁の中に好きとか、多分、楽しいとか、そういった割合の生徒さんがすごく多いということなんだと思うんですけど、ちなみに、これは小学生のときと中学生のときという同じ生徒さんで比較というか、そういった追跡調査をすることって可能なんですか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 追跡調査については、そこまでは県では実施はしておりません。単年度での比較という、経年変化というようなところまでだと思います。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 このアンケートの結果って、町にはフィードバックというか、県の方からはされているんですかね。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 町の方にも結果が届いております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、町独自でそういった追跡調査というのはできないんですか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 個別に追っていくというようなことについては膨大な時間と人手が必要なことから、全体の仕事量の中でそこまで取り組むことは現在は考えておりません。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 例えば、先ほどの中であった習熟度別というのがなかなか難しいということであれば、例えばなんですけど、こういったアンケートから可能であれば本当に追跡をしてみて、小学校のときには楽しかったものが中学校になったらそうじゃなくなってしまうというような、当然生徒さんもいらっしゃると思うので、そういったところで何かフォローがしてあげる、個別にフォローというかそういったことができれば、習熟度別じゃなくてもいいんじゃないかなと思うので、ぜひそこら辺も考えていただければと思います。

今あったアンケートの結果もそうなんですけれど、当然楽しい、おもしろい、好きという生徒さんもいれば、当然その裏側の生徒さんもいるわけで、裏という言い方よりは逆ですね。嫌いとか、つまらないとか、そういった生徒さんにもぜひ目を向けていただきたいと思うんですけど、そういったところ、

考えていただきたいと思います。

それから、町全体でもっと英語に子供たちに触れさせる、触れてもらう機会というのをつくってみてはどうかと思うんですけど、例えば、最初に述べたように外国籍の方、すごくふえてきているわけですから、まずは町の各課の表示とか、庁舎内の全ての案内とか、そういったものを英語での表記というのを並べて書くようにするとか。あと、学校やそれ以外、中央公民館などの、いきいきプラザもそうですけど、そういったところ、いろんな公共の施設内、そういった案内もこれからは英語の表記というのにも必要になるかと思うんですけど、教育長はどういうふうにお考えですか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 グローバル化が進む中、そのようなことは検討には値するのではないかと思います。私の名刺も日本語ですけども、英語も裏側に書いた方がいいのかなというそんな気もしております。

また、学校では、小中学校ともに英語コーナーというようなところを設けたり、英語教室というようなどころを設けたりして、そのスペースは英語の表記あるいはグローバルな時間の表記、さまざまな実態に応じて活用して英語に親しむような環境をつくっているところがございます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、あった学校の方なんですけれども、学校もそういったコーナーだけじゃなくて、全ての部屋の案内とかも英語での表記というか並べて書いてもらうような形にすると、子供たちが常に英語に触れていくような感じになるかなと思うので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いません。

次に、2020年度から大きく変わる英語教育について、また質問させていただきます。

小学校3・4年生では外国語活動の開始ということで週35時間、5・6年生では週70時間英語の時間がとられるようですが、週じゃないですね、ごめんなさい、年間ですね。それぞれ年間35時間と70時間。すいません。

まず、小学校の教員の方々の負担というのはどの程度のものになるんですか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 負担ということでは、大きないろいろな受けとめがあるかと思えますけども、時間的なもので言いますと、5・6年生が教科化になったことにより週1時間授業時数がふえるということになります。1時間ふえるだけでも結構な負担ではないかと思えますし、教員だけでなく児童にとってもそれは負担になる場合もあるかもしれないので、その辺のところは1日の学校の流れなども考えていかなければならない、そのように思っております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 特に5・6年生は、英語が教科というふうな形になって成績もつけられるようになるというふうに聞いているんですけど、成績をつけるということは何らかのテストなり何かを実施するということになるのかなと思うんですね。そうすると、そういったものも先生にとっては負担になるんじゃないのかなと思うんですけど、何か軽減するための取り組みというのはあるんですか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 特効薬のようなものはなかなか見当たらないと思いますけども、やはり研修、それから、それぞれの学校での取り組みを共有化、すぐれた実践を共有化していくというようなこと、まず、そういうところから取り組んでいかなければならないと考えております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 小学校で教科化になることで、ちょっと勉強するようなこととか、学ぶことを見てみると、中学校でやるような文法というのは教えないにしても、表現的にはすごく突っ込んだところまでやるようで、単語の数も小学生で600から700ぐらい出てくるそうなんですけれど、英語の授業というのはさっき答弁にもあったとか、ティーム・ティーチングとか、2名体制で授業を行うような形になるんですか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 小学校における英語の授業は基本は学級担任が進めるというところ、そこで、ALTがそこに手助けをするというような、主は学級担任ということになるかと思えます。学級担任とALTの2人で進めるというようなことが基本になるかと思えます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 例えば、自分が小学生だったころを考えてみると、ほとんどがローマ字を3年生、4年生ぐらいでやったような覚えがあるんですけど、そのときに初めてアルファベット、ABCとかに触れていたような覚えがあるんですね。ただ、本当に最近は、小さなころからアルファベットや英語に触れている子供がかなりの割合にいると思うんですけど、そうすると、3年生とか4年生、それから5年生になって授業になったというその時点で、すごく差がついているんじゃないかなと思うんですけど、いろんな形で研修等を含めて先生の指導力とか質とか、そういったものを高めるというのも当然に大切だと思うんですけど、そればかりじゃなくて地域のリタイアしたお年寄りの方や主婦など、そういった方々の人材の活用というのは考えてはおりませんか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 これまでも全ての小学校ではないですけども、地域の方がボランティアとして外国語活動を手伝ってくださっているという例はございます。これらがさらには広がっていけばいいかなと思っております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、さっき授業は基本担任の先生とALTの方と2名というようなお話だったんですけど、ぜひそういった地域の方々の協力をいただいて、例えば、4名、5名、多ければ多いほどいいんじゃないかなと思うので、ぜひ検討していただいて進めていただければと思います。

次に、中学の英語の授業というのは英語で行うことを基本とするということで、先ほどの答弁の中に文法は日本語で、だから、英語と日本語を状況によって使い分けるとのことなんですけれど、現在も多分英語でかなり授業は進められているんじゃないかなと思うんですね。そういった中で現場の先生とか、それから、実際に授業を受けている生徒さんからの何か声というのは上がってきたりはしているんですか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 とりたてて調査はしたことはございませんけども、個別の中学校の英語教員等の会話の中では、オールイングリッシュということは言われているけども、全て説明まで英語で進めていったら生徒が混乱してしまうというようなこと、そのようなことを踏まえて説明はやはり日本語での丁寧な説明、そして、コミュニケーションのような場面では、できるだけ簡単なフレーズを使った英語をできるだけ数多く頻繁に子供に言葉かけをし、このオールイングリッシュというのは聞かせることが主ではなく、投げかけた言葉に対して生徒が言葉を返してくるということ、そこを期待しての活動でもあるかと思います。そのような話は個別には聞いております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 ちょっと今回、この質問をさせていただくに当たって、平成26年度から今年度までの過去6年分の県立入試の英語の過去問をざっと見てみたんですね。自分というか僕が受けた三十何年前と比べちゃいけないのかもしれないんですけど、内容的に見てみると、聞く部分、ヒアリングの問題と、それから、あと英語での表現、書くとか話す、そういった分野がすごくふえていたのがよくわかったんですけど、その点を踏まえても英語で授業を行うというのはすごく重要なことだと思うし、英語でコミュニケーションをとるというのは必要なことだとは思いますが、そのやりとりをどれだけの生徒さんが理解できているのか。そういった点で現場の先生もそうですけれど、把握できていますかね。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 英語でのやりとりの理解の度合いというのは、やはり英語の教員が言葉を投げかけて生徒の反応を見て、ちょっと難しそうかな、理解できているかなというような、そのような見立てはしているかと思います。先ほど出ましたように、できるだけやさしいフレーズを使って数多く、教室に入ってきたときの挨拶から「起立、礼」、これを英語で言ったり、「きょうはいい天気ですね」とかそういうようなところからたくさん英語を教員が発することによって、生徒が英語で発する意欲を持たせる、そういうようなことも大きな狙いとしてあるのではないかと思います。教員が生徒の反応を見ながら、判断していくということが主ではないかと思います。また、定期的には定期テストなど、いろんな機会を見て判断することもあるかと思います。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今お答えいただいた中であつた簡単な挨拶というお話だったんですけど、多分、英語の授業って最初に「ハウ・アー・ユー」とかというような感じで始まるのかなと思うんですね。多分、それって機械的に受け答えというような感じになっちゃっている部分もあるんじゃないかなと思うんですよ。話すことはできたとしても、それが文として書くことができないというか、そういったものが往々に見られていて、例えば、先ほどのきょうの天気というようなお話もあつたんですけど、きょうの天気って、「ハウ・イズ・ザ・ウェザー・トゥデイ」、「きょうの天気はどう」って多分先生が聞くと思うんですね。そうすると、生徒たちは「サニー」だったり「クラウドディー」だったり、曇りだの雨だのっていろいろ答えたりすると思うんですけど、それを実際に子供たちというか生徒たちに聞いてみると、何て聞かれているかわからない。ただ単に機械的に答えている。あとは、それを書いてみても書けない。何て言われているかわからないから書けないんですよ。そういったのを目の

当たりにすると、もうちょっと細かくというのはなかなか難しいことだとはわかるんですけど、いろんな形で、例えば、反応を見ながらというお話もあったんですけど、反応を見ながらどうなんだろう。個別にフォローできるんだったら一番いいんじゃないかなと思うんですけど、そういった点も踏まえて習熟度別、そういったものが難しいということであれば、当然、英語が好きという子はそれを伸ばしてあげるべきだし、難しいとか苦手だなという子に対しては、そういった生徒さんにも考慮をしつつ授業を英語で行うようにしてもらえればいいなと思います。

次に、4番目にある大学の入学共通テスト、これが今までの2技能の評価から4技能の評価に変わり、英検とかTOEIC、TOEFLなどの民間資格・検定試験が活用されることになっているそうです。先ほど一本化というお話もありましたけど、20年度から23年度までは共通テストも存続し、24年度から民間資格に一本化されるそうです。これが今の小学校6年生の子たちが大学入試を迎える年になっているわけで、つまり、英検だけではないですけど、そういった資格試験を受けることが必須になるんじゃないかなと。

そこで、ぜひとも助成の考えをとということだったんですけど、具体的にどのような形で助成等を考えていらっしゃるでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 現在、準備を進めているということで具体的なものはあまりございませんけども、想定しているものは英検3級の受験について助成をすることによって英語への関心を高める、そのようなことができればいいかなと。3級以上ですね、というふうに考えておりますけども、現在のところ準備に入ったところでございます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 県内でも幾つかの市町が助成をしているというのはご存じかと思うんですけど、今、お話にあったように3級以上というところもあれば、3級だけのところもありますし、助成額に関していえば2分の1というところもあれば、全額というところもあるようです。そういったところはいろいろと調査をしていただいて、上三川町に合った助成の形で考えてもらえればと思うんですけど、学校の授業と、それから英検などの対策というのはそれぞれ異なる知識と、それからスキル、そういったものが身につくと述べている識者の方もいらっしゃいます。「読む」、「聞く」、「話す」、「書く」という4技能をバランスよく見につける上でも、英検の受験というのはすごくいいんじゃないかなと思うので、ぜひ助成の方を進めていただければと思います。

実際に助成をすることによって、県内でいうとまだ本当に数年なので、具体的に数字としてあわられてきているところばかりじゃないんですけど、実際に受験者数というのは本当にふえているそうです。そういった意味で生徒さんの、生徒さんだけでなくその親御さんの意識というものも変わっていくんじゃないのかなと思うので、ぜひお願いします。

例えばなんですけれど、大田原市は数字でも出しているのでもちょっと1つの例として挙げてみると、助成前の3級の取得者が18%。助成後、その次の年は30.3%になっています。それだけ効果があるところもあるので、ぜひ前向きに、というよりもできれば来年度からぜひお願いしたいと思うんです。

それですね、最後に、この3級というのが中学卒業レベルに該当して、標準的な英語力が身につけていることを意味するそうです。4年生大学への進学率が現在50%、最初にお伺いした英検3級相当の英語力の生徒の割合の目標値も50%以上。そういったところから、個人的にはリンクさせているのかなというふうには思っています。そこで、身近な英語を理解し、また使用することができるとうたわれ、基礎力の集大成の級と位置づけられている3級の取得率ですね、3級相当じゃなくて3級の取得率を我が上三川町では50%以上にすべく、検定料の助成も含めて今後町全体で取り組んでいただければと思います。

これで、僕の一般質問を終わりにします。

---

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して開議を再開いたします。

---

○議長【田村 稔君】 1番・篠塚啓一君の質問が終わりましたので、順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 順序に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。

私は町長に答弁者として書いてありますので、できる範囲内で結構ですから答弁をお願いしたいと思います。

実は、きのう同僚議員の発言で、隣町にあるから我が町に何でもつくらなきゃいけないという時代おくれなことを私は何度もこの議会でやってきました。町長から、もう車社会なので広域でやるんだというのを聞いて、久々に町長からいい言葉を聞いたと思っております。

また、私の質問で、なぜこのようにいきいきプラザのことを執拗に質問をしているかと言いますとですね、この世の中は情報開示ということで、国や県、町が行政を進んで町民に情報を公開しようとするのではないかと思っております。我が町上三川は何でも調べようとすると、「情報公開条例にのって情報公開をしてくれ」と私は言われます。それで、いきいきプラザの情報公開に支払った金は私の個人のお金です。それは何万円にも相当すると思っております。行政と指定管理者の\*\*\*\*\*と私は疑っているの、私は質問をしているつもりであります。上三川の職員は町民のために日々働いていると思っておりますが、実はそうではないのですか。ないように思われるんです。

私たち議員は町民の付託を受けて議員になり、町民のために果たして何ができるかということが議員の務めだと思っております。疑問があるものは質問をして問いただすということではないかと思っております。職員は指定管理者の立場で質問に答えているのですかということは何度も申しておりますが、何を言っても「情報公開です、情報公開です」ということなので、ここで改めてどうしてこの建物ができたというところからお話ししようと思っております。私、中心拠点設備事業というのは、前町長猪瀬氏

が55億6,000万円以上の金をかけ、起債という借金を28億4,000万を借りてつくり上げました。平成29年度未済額、借金の残っている残額は18億4,000万以上あります。年に2億円近い維持管理料を払って、これは全て町民の税金です。税金でつくった建物、税金でつくった維持管理、これを行政はどのような感想で、このお金で何人の人が健康で長生きしているかということを考えてくださいますか。

この施設をつくったときのことは、町の人が健康福祉の拠点であり、町民一人一人が健康で元気に暮らせる長寿のもとになればということが施設のいきいきプラザであります。このようなところからして、今、これから質問をしますが、自主事業ということでどのくらいの利益が上がっているか、どこにも書いてありません。それでここの運営委員会が開いたところも、メモで後で質問しますが、情報公開というのは、わからないことを町民にかわって聞くのが情報公開だと思っております。その情報公開にいただいたものを、またいきいきプラザ自主事業で返してしまったので町にないものは情報公開できないということを言われました。よく聞いてください。一度町がもらったものを返してしまったんです。だから、ないから、あなたの質問には提出できませんと言うんです。そういう状態があって、決算書というものを星野町長は判こを押して認めたということになるわけです。返した書類は、町長は見たのか見ないのか後で質問したいと思しますので、その辺よく考えていただきたいと思します。

1つ自主事業のために質問しますが、自主事業のために経費になるもの、ためのないものと、経費にね。自主事業の年1回の教室が7教室、年4回の教室が2教室、年6回の教室が3教室、通年教室が18教室。決算書が見たいのですが、これは行政のどなたが決裁してあるのですかということをお聞きしました。このことについて質問したいと思します。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、質問要旨明細を全てお願いいたします。

○9番【勝山修輔君】 はい。1つ、指定管理者において指定管理料は何の経費に使われるのか。

2つ、平成29年度収支実績利用料金収支額の金額の違いは何か。

3番、平成29年度収支決算実績で、次の点はどのようになっていますか。

この1点、2点目を答弁お願いします。

じゃあ、29年度実績は次のどのようになっているか。

1、経費として1億9,734万3,325円とあるが、この内訳が人件費、報酬費、交通費、委託料などとなっているが。

2つ目。使用料、賃借料の年間551万5,262円は平均すると45万9,605円になるが、この金額が適正であるか。消耗品などは町内で購入しているのか、また、広告、保険料などは地元で賄っているのかをお聞きをします。

修理費924万6,012円はどこを修理したものなのか。

5番、多目的広場管理料とはどのような内容のものなのか。

6番、収支報告における利益238万3,404円だそうです。町長は何を考えて了解をしたのでしょうか。

それから、大きな4番で、自主事業はどこまでの範囲が行政が認めているのか。また、その認めている根拠は何か。

5番目で、平成30年6月19日現在におけるいきいきプラザ関係の起債額1億4,359万5,031円だが、この起債はどのような考えに基づき借り入れ、町民に負担させているのか。指定管理料に運営させているのか。さらにこのように町民が負担しているのにもかかわらず、収支決算を知る権利は町民にはないのかについてお尋ねいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

上三川いきいきプラザの指定管理料の支払い対象となるのは、いきいきプラザの開館に必要な人件費、光熱水費、設備の保守点検費、多目的広場の維持管理費などでございます。この必要な経費から利用料金収入の見込み額を差し引いた額を指定管理料としてお支払いしています。

次に、2点目の質問についてお答えいたします。

いきいきプラザの利用料金収入でございますが、収支実績の報告書では8,729万3,527円、毎月の利用料金収入の報告書では8,931万3,817円となっております。この差額でございますが、指定管理者がいきいきプラザで自主事業をする、自主事業を實際する際に支払う施設利用料が含まれているかそうでないかの違いになります。

次に、3点目のご質問についてお答えいたします。

経費の1億9,734万3,325円の内訳でございますが、人件費が4割強、委託費が5割強で、残りが交通費などになっております。また、使用料や賃借料、あるいは収支など指定管理費に係る事業運営につきましては、施設の設置目的の達成に向け適正に行われていると考えております。財政援助団体の監査におきましても、協定に従って適正に運営されているとの評価を受けております。

町内業者の利用に関しましては、町と指定管理者が締結している協定書の中で、町内業者を積極的に活用する努力義務が明記されております。実際の現場では、灯油や事務消耗品の購入、軽微な修繕などは町内業者を利用しております。

また、修繕はいきいきプラザを開館するために必要な設備や備品等について実施をしております。

多目的広場の管理につきましては、植栽の剪定や屋外施設の保守点検、清掃などが主な業務となっております。

次に、4点目のご質問についてお答えいたします。

指定管理者制度は、公の施設で行う業務を委託する制度ではございません。一部例外はありますが、管理権限を指定管理者に委任する制度でございます。したがって、自主事業に限らず、指定管理者が行う業務については、法令や指定管理者の公募時に使用した公募要項や仕様書、協定書などの範囲内であれば認めるということになります。

次に、5点目のご質問についてお答えいたします。

地方債の発行は地方自治法により、法律で定める場合において予算の定めるところにより起こすことができるものとされており、公共施設等の建設事業費については、地方財政法の規定によりその財源とすることができるとされております。公共施設の建設などには一時的に多額の費用がかかることから、地方債の発行によりその返済を長期間分割して行うことによって財政負担の平準化を図り、さらには長

期にわたって使用されることから、世代間の負担を公平にする効果がございます。地方債の発行に当たっては、充当する事業の性格や事業年度における世代の負担、そして後年度の世代に与える負担を総合的に判断して行っているものでございます。

指定管理者による運営につきましては、「全ての町民が福祉の向上と健康の維持・増進を図るとともに、町民相互の交流の場とする」といういきいきプラザの設置目的を達成するため、利用者に対するサービス向上に努めることを求めています。その際には、法令遵守、公平な管理・運営を行うなど、いきいきプラザが公の施設であることを念頭に置いた業務執行を行うことをあわせて求めています。

また、収支決算につきましては、先ほど議員が収支実績について具体的な数字を挙げてご質問されておりましたように、情報は公開しております。

今後も町民の皆様に的確に情報を提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、私の質問にとって答弁していただきましたが、まず、1つ目でちょっとお聞きしますが、自主事業の教室が年1回が7教室、年4回が2教室、年6回が3教室、通年が18教室、これだけの教室があるのですが、実際に情報公開されていませんので、私がアバウトに調べてきた数字でございます。これは行政が自主事業で認めた教室の数と金額だということでご理解してよろしいでしょうか。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 自主事業につきましては、必ず町の方に計画として出しまして、それを町が承認した上で実施ということになっておりますので、町では十分承知している内容でございます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、この教室で間違いはないですか。数はぴったり合っていますか、それとも合っていませんか。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 申しわけありませんが、詳細な数については現在手元にありませんので、議員がおっしゃっている数字が計画書のとおりのものであれば、その数字で間違いはないと思いますが、詳細な数字、今、手元にはございません。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、質問が終わる間に下から取り寄せてください。この教室でいいかどうかね。

○議長【田村 稔君】 指名してからにしてください。

○9番【勝山修輔君】 はい。課長、じゃあ、下からですね、この決算でいいのかどうかちょっと調べてください。

それで、もう1つ……。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、挙手をしてから、指名してから発言してください。

勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、それが来る間に、2番目の利用実績書の違いをちょっとお聞きし

ます。

私が決算書だということでもらったメモは、このようなものでした。これには29年度収支実績（情報公開）開示報告書と書いてありました。先日、議会からもらったものにはその題名が載っておりませんでした。私は、これは決算書ですかということでお聞きしました。そしたら、決算書と同じものですかということで、私は宇都宮会計事務所へ行ってこれをお見せして、「これは決算書と言えるんですか」ということを聞きましたら、「これを町が決算書と同じだと言ったんですか」と言うから、「そういうふうに聞いていますが」と言ったら、「こんなもの決算書じゃないでしょう。ただの数字のメモですよ。これで資本金何千万の会社が会計報告だと言って町に提出していますか」と言うから、「これしかないと言うから、これが決算書だと思います」というふうに私は尋ねたんです。

そうしたところが、今度は人件費は人件費で1つの欄ですよ。報酬費は報酬費ですよ。交通費は交通費ですよ。委託料は委託料でしょう。これがなぜ別々に載らないのが決算書だと言うんですか。じゃあ、上に渡したものと下に渡したものの何でこの数字が入っていないのかということなんです。議会事務局からもらったのは、29番収支報告書がないんですよ。私にくれるのにはあるんですよ。それで、今度は、備考欄にある広告費とあるのは、なぜ備考欄にするんですかと。広告費は広告費で1つのものなんだと。これを一緒に入れること自体がおかしいんじゃないのかと言っているわけです。じゃあ、町長はこれを見て判こを押したのか押さないのか、ちょっと答弁願えますか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 年度前の決算書、そういったものは私のところに決裁印が回ってくることはございません。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうするとですね、自主事業に天井がないんですね。今、これから言いますが、自主事業の売り上げがどのくらいあるか、町長はご存じですか。答弁願えますか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほど答弁で申し上げましたように、8,000万程度の自主事業での収入があると存じております。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいま自主事業での利益どれくらいかというご質問でございましたが、私どもの方でつかんでおりますものでは、自主事業での収益289万程度というふうにつかんでおります。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 教室の数を、すいませんが、もう一度。幾つ教室があるか教えてください。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 教室の数については、先ほど申し上げましたように、現在、手元に資料はございません。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうするとですね、プールだけでですね、約4,000円の月謝をとって1,500名の生徒さんがいます。これを端的に計算してですね、利用料をもらっているもっていないは別として、どっちみち同じことですから、7,200万売り上げがあります。これがプールだけです。そのほかに、デイ会員、それから一般会員という会員があります。その売り上げがですね、全部で351名で4,688万以上あります。これを合計しますと、2億3,000万ぐらいの売り上げがあるんです。そのほかに教室が30教室あるんです。この売り上げは私、把握できません。これだけの売り上げがある自主事業で、どうして決算書が町に出ないんですか。

まず、1つ不思議なことをお聞きしますが、この建物の、先ほど町長が言ったように、電気・ガス・水道全部経費ですね。この建物を建てたのも借金で町民が払っています。その中であなたたちは自主事業していいですよと、町長が言ってあると。その自主事業は天井がないんですか。二億幾らもあるのに、まだやれと言うんですか。その収入の決算は誰が見ているんですか。普通常識で考えて、町長も以前は一般の社長さんですから、建物を建てたときに資本投下というのをします。そこで売り上げが上がりまます。それで利益が出ます。それが決算です。そうすると、今、水泳振興会は、経費はただです。自主事業で稼いだのが二億幾らもあります。これが天井を知らなくて、どうして誰が決裁するんですか。どこが、じゃあ、原課なんですか。ちょっと説明してください。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 まず、ただいま議員がおっしゃいました自主事業の収入が二億幾らあるという計算ですが、以前、情報公開で議員の方にこのような資料、情報公開でお出ししていると思います。こちらの収入の自主事業の合計が1億229万ということで議員には資料をお渡ししているはずですから、こちらでつかんでいます利用料金収入、自主事業の利用料金収入はそちらの金額であると思います。

また、経費の件でお話がありましたが、確かに公の施設を使って自主事業を行っておりますが、先ほど経費の質問の2番目ですか、収入の額が違うということで、その差額は何だということでご質問がありまして、当初、町長が答弁いたしました、その部分についてお話ししたように、指定管理者が自主事業を行う場合には、その施設利用料というものを、先ほど言いました200万程度ですか、払っております。その施設利用料の中には、電気料ですとかそういうもの、もろもろの経費を含めての施設利用料ですので、決して自主事業により教室によりお金が入ってくる料金収入が全て丸々指定管理者の収入になるわけではなくて、その中からそのような必要経費を引いたものが利益として上がっているとご理解いただきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 何遍も普通のことで言いますが、町民のね、常識は、あなた方の非常識なんでしょう。あなた方の常識は私たちの非常識ですよ。それを守秘義務がある。ノウハウというのは、私、調べましたけど、ノウハウというのは、馬鹿の一つ覚えじゃあるまいしね、その人たちがやることを知り得たら困るということだというふうに解釈しているが、そうじゃないんですね。ノウハウというのは日本語で訳すとですね、後で出てきたら、じゃあ、説明します。

じゃあ、もう一つ聞きますが、この収支決算以外に収支決算はないんですね。そうすると、今まであ

あなたが言ったようにわかりやすく説明すると、使用料は払っています。こっちのポケットへ入ります。自主事業の利益はこっちのポケットへ入ります。こっちのポケットに入った利用は、それを委託料で換算して減らしていますよと、こういうことです。そうですね。この収支の委託料のほかにあったもので、人件費はここに載っているようにうちの経費です。今ここにこういう経費として、人件費として出ているわけですね。これで二百何十万の利益があったよと、それを差し上げているんです。

そしたら、この人件費と、じゃあ、自主事業の人件費とはどこで別れるんですか。何か胸章でもつけていますか。これは町の経費の従業員です。これは自主事業の生徒の先生の給料ですって、どこでわかるんですか。同じ人しかいないのに。あなたの言っていること、おかしいでしょう。ここで持っている人件費はうちの経費で払っている人件費です。じゃあ、自主事業で働いている先生は、どこで見分けするんですか。説明してみてください。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 自主事業で行っている教室などにかかっている人件費は、自主事業の人件費で払っているということで思いますが。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 ですから、同じ人しかいないんですよ。同じ人が生徒がいないときは巡回しているんですよ。この人件費はどこで別れていますかって、わかりやすく言うと。生徒が来たときは先生しているんですよ。これはプールに入っているんですよ。この人件費はプールの生徒さんが出した月謝で払っているんでしょう、多分。じゃあ、その先生がぐるぐる回っているときはどっちの給料ですかというのを聞いているの。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 指定管理事業の、いわゆる教室で働いているときの人件費は、先ほど言いましたように自主事業で払っている。その方が仮に、今、議員おっしゃいましたように館内を巡回している。そのときには、同じ人ではありますが、やっている業務は違いますので、そちらの分として指定管理料の人件費ということで計上されていると思います。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 あなた決算書も見てないで、この人件費はそこで見てますよとどうして言えるの。自主事業の決算書に人件費が載っていてこんだけですよというの、あなた持ってないはずですよ。私が情報公開でも出てきません。それは返したんですと、見ましたけど。だから、このメモを私にくれたわけですよ。あなたは自分で持っていないものが、自主事業の人件費が幾らだったかと、言って。言えるでしょう、見たんなら。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 自主事業の部分につきましては、まず、私どもの方には、情報公開で公開可能であるということで議員に公開しましたこちらのものですが、これ以上に詳しい内容の収支の実績報告書はいただいております。その中でチェックはしております。また、何度も繰り返になりますが、この議員に情報公開で請求があってお渡ししましたものは、私どもは1回も決算書だという言い方をした覚えはありません。あくまでも決算の内容がわかる書類ということでお渡ししております。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 あなたも二枚舌ですね。今度、あなたがしゃべるときはテープレコーダーを持っていきますよ。いいですか。ノウハウというのを読みますね。ノウハウというのは日本語に直すと、物事の方法や手順に関する知識なんです。私はそんなことをあなたに聞いていませんよ、課長に。私は収支決算書がありますかと聞いているんです。これだけの売り上げがあつて、自主事業に天井がないというふうに条文では書いてあるんだから。じゃあ、何億まで売り上げ、自主事業があつたら返してもらえような契約があるんだと。じゃあ、同じ水泳振興会が他の行政とやっている契約書の中には、1億5,000万以上あつたら町に返しますよと、そういうふうに書いてあるところもあるんです。それが2億だったところもあつたかと思えます。それは町に返しますよと。じゃあ、どうして同じ行政なのに、契約をするときに他の行政のものを見ないでやってしまうんですか。じゃあ、うちは5億あろうが6億あろうが、私たちの町民が払っている建物でもって自主事業をして利益は全部行っちゃうんですか。それを私は聞きたいと言っているわけですよ。じゃあ、その条文がないんだというんだら、私が言う情報公開情報公開って、あなたが言うとなノウハウだノウハウだと言うのと意味は違うでしょう。

ノウハウというのは、今言ったでしょう。日本語に直すと、こういうことがノウハウなんだと。私はノウハウ聞いていませんよ。私にくれるものは全て真っ黒なんで、下の方に数字だけが載っているやつばかりですよ。じゃあ、この数字で結構ですから、この数字が人件費が幾らになっているのか。諸経費が幾らになっているのか。自主事業でね。自主事業はなぜ私が執拗に聞くかということ、プールはうちの池なんです。そこで借りて、先生が生徒を集めてやっているんですよ。それも5レーンあるのに2レーンで、3レーンは教室ですよ。私たちも入っているのに、ひもじい思いしてやっているわけですよ。じゃあ、その限度がなくなっちゃうでしょうということなの。そしたら、2レーンで創意工夫をして稼ぐのは稼いでくださいということならわかるんです。生徒数が1,500人ですから入り切らないんです。そうすると、一般人は全部押しやられて、こっちは全部生徒ですよ。これ、おかしくないですか。町長、おかしくないですか、これ。

自主事業をやるために、プールの3レーンが全部生徒ですよ。それがいけないと言っているんじゃないんです。それで、2レーンというのが一般の人たちのです。そこには大人が4人も入ったらいっぱいです、往復して。そこに遅い方もいるし、子供連れの方もいる。子供連れの方がいけば歩くこともできないんです。それでも、入ると同じ料金です。だから、私が言うのは創意工夫をして、自主事業に歯どめがないからこうなっちゃうんで、2レーンで創意工夫して学校はやってくださいよと。そういうふうなことも決められないんですかということなの。言っている意味わかりますか。だから、自主事業がいけないとか、子供たちにプールをやっちゃいけないと言っているわけじゃないんです。とめようがないでしょうと言っているわけ。

こっちのポケットもこっちのポケットも日本水泳振興会のポケットなんです。わかりますかね。それで、決算書もない。何もなくて認めてるって。自主事業だって原価は、うちの町民が払ったお金ですよ。借金も町民が一生懸命払っているんですよ。そこを借りて自主事業をやりなさい、もうけた中から返してやるよなんて1つも条文がなくて、2億近い売り上げがあるのがないと言っているんですよ。ないと言ったたら、あるような証拠を出せばいいじゃないですか。情報公開というのはそういうことですよ。

う。課長は何か聞くと、「ノウハウなんです、ノウハウなんです」。ノウハウは今言ったように、わかりますね、金銭じゃないんです。私はもらうたびに、このぐらいの量を持っていますが、全部真っ黒ですよ。ノウハウがこんなに真っ黒なことがありますか、課長。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 確かにノウハウにつきましては、直接的に金額について言っているものではありませんが、平成26年の情報公開審査会におきまして、この点、自主事業については、ノウハウにかかわる部分の金額については一切出さないと、非公開であるということで答申をいただいておりますので、そのノウハウと金額は決して分けられるものではありませんので、こういうやり方をやればこんだけかかる、この金額でやるためにはこういうやり方があると、これはつながっておりますので、切ることはできませんので、両方あわせて非公開という決定になったと思います。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 課長、何遍も聞くようですが、ノウハウを説明してあげたでしょう。金額を知ったからって、私がそこへ行って経営するわけじゃないんですよ。私が言っていることは、町民の税金を使ってやっていることを言っているんですよ。それがあなたはまるで水泳振興会のお給料をもらっている従業員じゃないかと勘違いするんですよ、ノウハウだ、ノウハウだって。私が聞きたいことは、税金を使ってやっているんだから、きちっとした決算書は持っていて、幾らの額まで来たらそれは町に返すよとか、この次にそういう契約をしなきゃならないときが来るでしょう。それがとてつもなく、ずっとずっとずっとずっと行ったらですよ、幾ら水泳振興会が自主事業やったら、じゃあ、全部貸しちゃったらいんじゃないですか。電気・ガス・水道も払わせて。そんなら、納得することなんです。言っていることは、町長、わかりますかね。

税金で水・ガス・水道をみんな払っているのに、自主事業やったものは全部自分のものですよと言って持っていられるんですよ。それが私は納得がいけないから調べているんです。日本水泳振興会には隠すことないんじゃないですか。ほかの行政では全部オープンに出しているし、ホームページにも載せているんですから。この上三川だけです、ノウハウだノウハウだって。\*\*\*\*\*  
\*\*。同じことをやっているのに全部載せている自治体もあれば、上三川のように載せていない自治体が、ほかは知りませんが、うちだけじゃないかと思っているんですよ。わかる？ ねえ。振興会の方に関してね、個人情報を知っているわけじゃないんですよ。黒塗りにして何が隠す理由があるんですか。生徒が何人来ようと、そんなのいいじゃないですか。何か真似して隣につくるわけじゃないんです。そういうことは調べている私に偏見があって言っているんですか、町長。

情報公開を盾にしてですね、自主事業の売り上げも公表しないなんて自治体は上三川だけです。だって、もとは税金ですから。これをずっと見過ごしてやり過ぎすんだら、また調べてやりますよ。情報公開をするということは、幾らの売り上げがあった、幾らの人件費を払った、幾らあったからうちはこんだけいただいていきますと。この次契約するときは、そのときが来たときには、これまでの売り上げは今までの経過で認められますけど、こっから上は町に返してくださいと。そういう行政もあるんですよ。どなたかがいてですね、\*\*\*\*\*理由があることはないんですよ。なぜこんなこと、簡単なことができないんですか。

じゃあ、私はあそこの庭の剪定のことでお聞きしますが、あの庭の木が倒れて、台風か何かでなくなりました。じゃあ、その木がなくなってそのままなんですか。それはどういう契約があれば、なくなった木はまた植栽しなきゃならないでしょう。10年前につくったとこの添え木があるんです。添え木よりも原木の方が太くなっているんです。それが何遍も「危ないよ。折れて下に落ちてくるから、けがするんだからとりなよ」と。いまだにとりませんよ。それがメンテナンスですか。そういうことのできない業者に上三川町のものを預けておくことは、私は無理だと思っているんです。先日も台風で、きのう、おとといの、壁が倒れそうだったんで私も手伝ってあげました。ただ、何とか縛りというのができないから私は押さえていただけですが、ロープでもこれ倒れちゃうぞと。そういう建物を、きれいで美しいものをつくるのは勝手。それが今こういう年月がたって壊れそうになってくるということなんですよ。なぜ木を1つ、なくなったら植えようとしらないんですか。メンテナンスというのはそういうことじゃないかと思うんですよ。1日5万幾らも払っているんですから。「おはよう」と言って5万円かかるんですよ、メンテナンス料が。5万円だったら木は1本買えるんじゃないかと私は思うぐらいですよ。そういうことをあなた方はしないで、民間に委託をしたんだからいいんだと言うだけじゃ、職員じゃないでしょう。それで情報公開です、ノウハウです。何がノウハウ聞いているんですか。こんだけの利益があって、何もしないでずっとこのまま永遠に続くんですか。売り上げすら町長は知らないんじゃないですか。最後だから、売り上げがどのくらいあるか知っているかお聞きします。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 まずですね、\*\*\*\*\*とかですね、そういうふうな憶測での発言は議場では、ぜひ訂正していただきたいと思います。誰これこれ名誉棄損とか何かになりますので、議場での発言はぜひ訂正をしていただきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、売り上げを聞いたんです。訂正するならば、今、\*\*という言葉、局長、処理しておいてください。売り上げを聞いたんです。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ちょっとただいまの質問とは違うんですが、先ほど議員がご質問されました自主事業の教室の数、届きましたのでご報告いたします。

通年実施で行っているものが23教室、年1回のものが4教室、年6回のものが2教室、年4回のものが1教室、年10回のものが1教室の合計で31教室でございました。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、この31教室の売り上げは決算書で出ていますか。出ているとしたら、金額をお教えてください。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 それにつきましては先ほどもお話ししましたが、情報公開で出しましたこちらの表の一番下に、1億2,292万204円ということで出ております。こちらで正しいんだと思います。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、今、私が言った調べたプールの1,500人とか、デイ会員を入れても金額が違ってきますが、それで大丈夫ですか。私の調べた範囲内とあなたの言うのの額の差がひど過ぎるんですが、それで収支決算大丈夫ですか。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 私どもの方に報告を受けているのはただいまの額でございます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、その額が違っていたときにはどういうふうになるのでしょうか。どなたが責任をとるのでしょうか、もしそれが違っていたら。どちらが違っているか、これから情報公開してみたいと思いますので、あなたは決算書がないと言うから、今この議会に、先日、きちっと経理士に見てもらってきた情報公開を出したはずですから、これからあと15日以内にその書類が出てくるはずですから、そのときに売り上げが違っていたときはどうするんですか。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 同じ資料に基づいてつくっておりますので、数字が変わってくるということとは多分ないと、基本的にないと思います。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、私が提出した情報公開は出てくるんですか、出てきませんか。町が持っているもので、また水泳振興会に返しちゃったんで書類がありませんから、情報公開してもないものは出せませんということはないんですね。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 情報公開条例の決まりでありまして、手元にない、町が所有していない書類については当然のことように公開することはできませんので、あるものだけ情報公開させていただきます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 何遍も同じ問答をしてもしょうがないんですよ。返したものをもらってきて、情報公開で提出してくださいよ。日本水泳振興会はお出しできませんということですから、回答が。そこへ、私、議員でも民間ですから、情報公開条例が通用しないんだそうです。ですから、町が見て返したものをいただいていたいただけますか。そうすれば、情報公開で出てくるはずですよ。あなたは返す理由がないのに返しているということは、情報公開したくないから返しているんじゃないんですか。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 先ほどから議員の方で返したという資料のことをおっしゃっておりますが、それにつきましては、いわゆる、先ほど申しました私どもの方では議員がお持ちのものよりもちょっと詳しいものを持っていますと。そのさらに積算の資料となるような、何月何日どこに誰に払ったとかそういうものについてはうちの方でチェックして、町で持つ必要のない書類ですので返したということです。ですから、その資料について情報公開で請求されましても、町にない資料ですのでお出しできませんし、また、既に自主事業に関しましては情報非公開ということになっておりますので、仮に請求

されましてもその部分についてはお渡しすることはできないと思います。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 1分しかないんで、もう一度聞きますよ。収支決算をするということは、支払った先が匿名じゃなく、私は匿名で教えてくれた。金額はきちっとどこへ何を払ったという明確な明細がなければ、決算書はあり得ないんですよ。それを返して、あなたは決算は正しかったという根拠が私にはわからないんですよ。返したものは持って来いと言えないんだというのはおかしいでしょう。決算ができっこないんだから。だから、私が、町長が言うように何かあるのかという話になっちゃうわけですよ。決算書というのは、1つの閉じたものは何が幾ら、何が幾ら、こうなっているわけ。収入は決まっているんだから。指定管理料と入った入場料とデイ会員の入場料しかないんだから。デイ会員でも会員でも、会員のお金は高いんですよ。それで行ったときにぴっとバーコードを出したところのことだけが利用税で町へ入るの。私たち会員になっているのも、何千円という金を自動で引き落としになっているわけ。それを調べてください。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、時間終了です。自席をお願いします。

---

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

午後1時再開いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 先ほど勝山議員への答弁の中で、1カ所訂正をお願いしたい点がございませう。

収支に係る資料としまして、勝山議員が町が指定管理者に返したとおっしゃっていた資料についてですが、これは町に提出されたものを確認し返したということではなく、定例の現地調査の際に指定管理者の事務所に出向いて確認を行ったものでございます。提出されたものではないということ、訂正いたします。

以上です。

○議長【田村 稔君】 午前中の9番、勝山修輔君の一般質問における発言で、不適當な言辞がありましたので、後刻記録を調査の上、措置します。

また、執行部に申し上げます。議員の質問に対し、その趣旨または内容を確認するための行為、いわゆる確認権、反問権の行使に当たっては、私の許可を得てから発言するよう注意いたします。

9番、勝山修輔の質問が終わりましたので、順序に従い、2番・宇津木宣雄君の発言を許します。

2番、宇津木宣雄君。

(2番 宇津木宣雄君 登壇)

○2番【宇津木宣雄君】 しばらくぶりの一般質問になりますが、私は通告書の2点について一般質問したいと思います。

上三川町に住んでいる若く、また働く皆さんの子育て支援に2点ほど、一般質問したいと思います。

1番目は、保育所における保育時間の見直しについて。本町は、人口に占めるゼロ歳から14歳までの割合が県内1位であり、乳幼児を持つ多くの若い勤労者が住んでいる町であるが、これからの子育てをする若い世代を支援するため、保育時間の前後を延長する考えはないか。

1点目は、上三川町人口に占めるゼロ歳から14歳までの年少人口が県内で1番となっていますが、それだけ乳幼児が多く、若い勤労者が住んでいる。いろいろな職場で働く人たちの子育てをするために、保育所の開園時間を早くするなど見直す考えがあるかどうか質問します。

上三川町は、平成28年栃木県の保健統計調査の情報により、総人口に占める年少人口が4,503名、約14.5%で、県内の年少人口の構成比が1番となっています。このことはそれだけ小さなお子さんを持つ勤労者が町に住んでいる割合が大きいと言えることになっています。

町内保育園の開園時間は各園によって違いますが、早い園では午前7時15分から始まり、午後6時15分または7時30分までの預かりが通常の開園時間です。例えば、上三川幼児園の場合は午前7時から午後8時までというあれがあります、情報が。近隣の市の開園時間を見ると、宇都宮市や下野市では7時から預かる保育所もありますが、どの家庭でも朝は大変忙しい時間です。

こうしたことから、上三川町でも働く若い皆さんの子育てを支援するため、開園時間の見直しをする考えがあるかお聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

保育所における保育時間につきましては、平成27年4月に本格施行されました子ども・子育て支援新制度におきまして、保護者の就労状況により保育標準時間を1日当たり11時間、保育短時間を1日当たり8時間と定められており、保育時間以外の保育につきましては延長保育で対応することとなっております。したがって、町が独自に保育時間を延長することはできないものと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 宇津木宣雄君。

○2番【宇津木宣雄君】 今ですね、町長の方から答弁がございました。労働時間を考えるとですね、延長保育ができない。今ね、上三川町の県内1位の若さで子育てをしている家庭が大分あると思います。このような一般質問をしたのは、私はそういう家庭から共働きで子供を7時ぐらいから預かってもらえる場所がないかなということで、保育園でそういう場所をつくっていただきたいという要望を踏まえて、話しているわけでございます。開園時間がやっぱり長くなると延長保育になり、保育士さんを確保するとか、そういうのが大変だと思います。県内でもやっぱり市町の直営の保育所は年々少なくなり、福祉法人に委託されたり、町内の全部の保育所でなく町中心の保育所1カ所だけにも、そういう7時ごろから預かってくれるような保育所ができればいいかなというお母さんたちを少しでもね、楽にさせて、共

働き家庭をつくり上げていければと思っております。そのために、保育所に町から人件費の補助等を行い、他の市と同じように開園時間ができないか、再度質問します。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 各保育園のですね、細かい状況などについては、担当の福祉課長の方に説明させますので。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 町内のですね、保育園の開園時間等の状況を申し上げたいと思います。

企業内保育のトータスキッズ以外で、町内には7つの保育園がございます。7つの保育園のうち、7時から開園しております保育園は、先ほど宇津木議員のお話の中にもありましたように上三川幼児園が7時から開園しております。そのほか、7時15分から開園している保育園が3園、7時30分から開園している保育園が3園、全部で7園ということでございます。

開園の時間もあわせてお話しさせていただきたいと思いますが、先ほどの上三川幼児園については一番遅い時間、午後8時まで開園しております。これは、先ほど町長の答弁の中にもありました保育標準時間の11時間プラス延長保育の時間を足して午後8時までということでございます。そのほか、7時半まで開園している保育園が3園、7時15分まで開園している保育園が2園、6時45分まで開園している保育園が1園でございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 宇津木宣雄君。

○2番【宇津木宣雄君】 今、課長の方から開園している時間帯をお伺いしました。それを見ますとですね、あと15分ほど開園時間が早まれば、ある一定の7時という開園時間に追いつくのかなと思っております。これもやっぱり朝早くから子供たちを共働きで保育園に送る秘訣、また仕事に間に合わなくて大変な思いをしている家庭がいっぱいできてしまうと思います。上三川の場合は、本当に若い世代がここにやっぱり住んでいただいて町も本当にいい形で、県内1位の本当に若い世代が住んでいる町だと思います。いろいろ課題もあると思いますが、いろいろ実際にですね、検討願って、少しでもね、住んでよかった、上三川となれるように、町民がね、住んでいただきたいと思っております。

では、次の2点目のですね、新入学児童のランドセルの購入に対する補助について、新入学児のランドセルの購入に対し補助をする考えはないかということです。お願いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

子育て家庭において、お子様の小学校入学に際し準備するものの1つとしてランドセルがございますが、全てのお子様が必要でもランドセルを使用するとは限らず、購入する必要がない場合もあります。具体的に申しますと、障がいのある児童が通う特別支援学校では、リュックの使用を推奨していることから、多くの家庭ではランドセルを購入せずリュックを使用しております。したがって、子育て家庭への公平な支援の観点から、ランドセル購入に対する補助金を導入する考えはございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 宇津木宣雄君。

○2番【宇津木宣雄君】 保護者や小学入学前の子供たちにとって、ランドセルは最大の楽しみだと思います。上三川町でも新入学の児童にランドセルの補助を考えてもらえないかと、今、町長に言いました。でも、考えがないという1つの流れが返ってきましたが、私はランドセルの補助、そういう形がほかにやっていないことを町で何かできないかなと思ってこういう質問をしました。上三川に住みたいということをアピールにこれ考えたんですけど、宇都宮市なんかは困った家庭にですね、入学準備金、これを約4万と600円、上三川町もランドセルじゃなく就学援助金、そういう制度、町長ありますよね。それで出しているという形でございますが、やっぱりそういう流れをうまくつかんでやっていければと思います。

上三川町とまた友好町であります茨城県の大洗町では、1万円のランドセル購入補助を今出しています。このほかにも同じ茨城県の利根町では、子育て支援事業としてランドセルの展示をし、好きなランドセルを子供たちに選んでもらい、それを贈呈する事業を実施しております。2つの町とも人口が1万6,000人と大きな町ではございません。こうした事業を行うことは子育て支援に対する町の姿勢をPRし、転入者をふやしていく1つの目玉事業ではないかと思っております。上三川町はこんなに子育て支援に力を入れていますか、こうした積極的な事業をしていますかというような魅力のあるPRをしていかないと、若い人の転入も今後少なくなってしまうんじゃないかと不安です。

町には駅もありませんし、通勤者から見れば交通は不便な方でございます。魅力のある子育て支援事業として、県内で初めての事業となりますが、実施できないか、もう一度質問いたします。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 子育て支援ということで宇津木議員からご提案をいただいたということで、感謝を申し上げます。

先ほど答弁させていただきましたように、ランドセルというふうに限定してしまいますと、また公平の部分が少し損なわれてしまうということもありますので、子育て支援というのには町もいろいろな手を考えていろいろな子育て支援策をこれからも打っていきたいというふうに思います。

昨日の一般質問の中でも答弁させていただきましたが、この本町において一番どういった子育て支援策が有効であるかとそういったところを今、検討しているところでございますので、その中で総括的な意味で子育て支援を強化していくということで、今のところ、ランドセルというふうに限定してしまいますと不公平感があるということで、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長【田村 稔君】 宇津木宣雄君。

○2番【宇津木宣雄君】 どうもありがとうございます。子育て支援の中に、今言ったランドセルという限定ということになると、やっぱり難しい面があるということでございますが、いろいろとね、執行部の方で検討して、何かをアピールできるような形でつくっていただければ、町もよくなっていくと思うんです。予算面とかいろんな課題があると思いますが、独自の魅力ある事業を実施要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

---

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時21分 休憩

午後1時34分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して開議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 2番・宇津木宣雄君の質問が終わりましたので、順序に従い、14番・稲葉弘君の発言を許します。14番、稲葉 弘君。

(14番 稲葉 弘君 登壇)

○14番【稲葉 弘君】 私は次の3点について質問をさせていただきます。町執行部の明解なる答弁をお願いしたいと思います。

まず、第1点はですね、滞納者へのまちづくり補助金の制限についてです。

(1)として、町税滞納者へのまちづくり補助金の支出は原則行わないとのことですが、その理由は何か。

そして、(2)が、町の子育て支援策への影響はないのかということで質問をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

まちづくり補助金は、上三川町補助金等基本条例により、町の自律的な権限と責任で支出する補助金等と定義し、その財源は、町民の皆様からいただいた町税を充当させていただいているものでございます。このことから、町税を滞納しているにもかかわらず、まちづくり補助金による受益を得ることは、町税を納期限内に完納いただいている方と税負担の公平性を欠くことから、町税滞納者へのまちづくり補助金の支出は原則行わないこととしたものでございます。

しかしながら、滞納の有無にかかわらず補助金を交付することが町の施策の効果的な推進を図れるものとして、扶助費にて実施する事業、公衆衛生を目的として実施する事業、町からの働きかけで行う事業で、団体等に受益性がない事業、営利を目的としない団体の公益的な活動に対する事業、及び法の趣旨に基づく事業の5つの事業については、例外として町税の滞納があっても交付するものとしたところでございます。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

子育て支援に係るまちづくり補助金のうち、町税等の滞納がないことを要件として交付要綱等に規定した補助金や交付金につきましては、現在、チャイルドシート購入費補助金がございます。

今後、新たに補助金や交付金を交付する事業を導入する場合には、原則として町税等の納付要件を規定することになります。したがって、子育て支援に係る補助金や交付金であっても、交付申請者等の納付状況次第では交付できない場合もあるものと想定されます。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、私から何点か再質問なんですけども、今、町長から答弁があったんですけども、町の子育て支援への影響ということで、チャイルドシート、これが適応、影響があるということですよ。その理由ですね、どういう理由で、やはり結局これはそういうことになるのかね、それをお聞きしたいと思うんですが。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 冒頭に答弁申し上げましたとおり、税金を払える能力がある方が滞納している場合、このまちづくり補助金をこちらの方で交付するということは、きちんと町税を納税して下さっている町民の方等に対して非常に不公平ということになります。税金を納付できないことができない方、そういった方にはきちんとその救済措置等もございますので、払える能力がある方が払わない、そういった場合には、まちづくり補助金はその方には支払わないというふうな原則的な考えから、チャイルドシートについても、そのいった観点のもとからそういったまちづくり補助金、滞納者には納付しないということになっております。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 チャイルドシートの利用ですね、実績等金額は幾らぐらいになるか、わかればお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 チャイルドシート購入費補助金の実績でございますが、平成27年度で91件、73万3,000円の支出がございました。平成28年につきましては128件、108万700円の支出がございました。平成29年度につきましては122件、104万700円の支出がございました。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、課長から答弁があったんですけどね、やはりチャイルドシートということで、やっぱり子育てに貢献していると思うんですよ。要するに、今は貧困と格差が本当に広がっててね、私も決算書を見ましたけども、保育料もなかなか納められない、そういう実態ですよ。ですから、平成29年度は利用者が122件ということで102万ですか、そういうことで実績があるわけだから、やはり子育てについてはね、支援する、そういう考えはないんですか。どうなんですか、町長。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 一つ一つの補助メニューについての例外規定に該当するかどうかというのは、町の担当職員がそれぞれの立場で協議をした結果、こういうふうになりました。したがって、滞納者について、チャイルドシート、これも納税できる方については当然納税をしていただいて、そしてその補助金の恩恵をこうむると、そういう形に庁内での協議でそう決まったことでございます。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 例えばですね、昨日の同僚議員の質問で、町長からですね、こういう答弁があったんですよ。公共施設については広域化で利用するんだと。そういうことで町としてね、そういう建物はやはり考えるべきだと、そういう答弁ですよ。今、生涯学習整備基金ということで、基金

が2億6,000万あるんですよ。ですからね、私、要するに今回こういうことで廃止ということになっていきますけども、やはりお金はあると思うんですね。だから、そういうところをやはり工面すればね、やっぱり子育て支援できると思うんですけども、そういう考えはどうなんですか、町長、ないんですか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 子育て支援はいろいろな子育て支援策をこれからも講じていく。また、世の中の情勢に合わせてそれは変化していきますが、子育て支援は町の施策として強力に進めていくことには変わりありません。しかし、これは税金を納税してくれている方のその税金をもってその子育て支援策もできるものですから、今回の稲葉議員の質問にあるものは、滞納者に対してはこういった同じようなことを、まちづくり補助金を支給するということは、優良な納税してくださっている町民の方に対して不公平ということで、そういったことでこのチャイルドシートはそういったことになっている、納付しないと、まちづくり補助金を該当させないということになっています。その子育て支援策と滞納している人というのは、これはまた別な観点で考えていっていただきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひですね、町でも結局、子育て支援ということではいろんなことをやっていますけども、先ほど同じ議員でね、質問がありましたけども、やはり新しい住民が入ってきているわけですし、やはり子育て支援の充実ということで町に住んでみようかと、そういうことも当然あるわけですからね、そういうところで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、第2点目の質問にさせていただきます。東海第二原発再稼働について質問をさせていただきます。

東海第二原発は、1978年11月28日運転開始から今年11月28日で40年を迎えます。40年を経過した原発は原則廃炉と決めましたが、例外規定があるために、日本原子力発電株式会社は運転期間の20年延長を原子力規制委員会に申請をしました。また、東海第二原発は東日本大震災で現実に被災している原発です。原子炉は福島第一原発と同じ沸騰水型軽水炉で、大震災と津波で外部電源が失う、そういうことで冷温停止状況になるのが3日半を要した原発です。

そこで、私は何点か質問なんですけども、(1)として、上三川町では、原子力災害に備えた協定を笠間市と平成29年3月22日に結んでおりますけれども、具体的な内容はどのようなものなのか、それをお聞きしたいと思います。

そして、2点目は、避難受け入れ自治体も、当然避難をしなければならない、そういう事態の想定になると思います。そうなった場合、この町の避難計画はできているのかということ。

そして、3番目が、町長はこの再稼働についてどのように思うのか。それを答弁お願ひいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

笠間市との原子力災害に備えた協定につきましては、災害対策基本法第86条の9の規定及び茨城県広域避難計画に基づき行う笠間市民の県外広域避難を円滑に実施するため、必要事項を定めています。

具体的な内容につきましては、笠間市民の生命・身体を災害から保護するため、町における避難所の

準備や受け入れ、また、避難所における必要物資の確保やそれに伴う費用の負担などが規定されていません。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

町の災害時避難計画は、地震や台風・豪雨・竜巻といった自然災害を想定して計画・作成しております。原子力災害における避難計画につきましては、栃木県内には原子力発電所等は存在せず、また、隣接県にある原子力発電所等に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」にも本町は含まれておりませんので、特に定めてはありませんが、放射線モニタリング等による予測結果などにより、放射線量が一定のレベルを超えるような影響がある場合には、国の原子力災害対策本部からの屋内退避や避難指示等がありますので、災害情報の迅速かつ的確な収集に努め、住民の安全確保を図ります。

次に、3点目のご質問についてお答えいたします。

町長という立場から、本町にお住まいの全ての方の安心・安全な暮らしの確保は、行政を執行していく上で最優先事項であると認識しております。

議員ご質問の再稼働についての意見につきましては、私は本事案に対して意見を述べる立場にありませんので、発言を差し控えさせていただきます。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それではですね、私から何点かなんですけれども、笠間市との災害協定のことなんですけれども、避難者の受け入れ人数ですね、それと場所、バスか自動車なのか、そういう点で具体的にどこまで進んでいるのか、それをお聞きしたいと。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 まず、笠間市との協定でございますが、これは相互協定というよりは原発から30キロ圏内にある笠間市の一部住民を避難させるための計画に、上三川町を初め本県の5市町が協力するものでございます。ですから、計画につきましては、基本的には笠間市側で計画されたものに対して、本町を含めた県内の5市町が同意して受け入れるという内容でございます。

本町につきましては、締結当時、約3,000人の笠間市民を受け入れるということで協定の方を締結してございます。受け入れ先としましては、本町の避難所指定となっております17の避難所のうち、小中学校の体育館をメインに考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 17の避難所を考えているんだということなんですけど、中にはですね、要支援者が当然あると思うんですけれども、その把握というのはできているんですか。例えば、入院あるいは施設の入所、あるいは子供、妊産婦、障害者、高齢者、当然、来ると思うんですけれども、その受け入れ態勢はどこでどういうふうになっているのか、それはわかりますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 先ほども答弁したとおり、避難計画につきましては笠間市側で作成するものでございます。本町はそれに対して受け入れ準備をするということですので、本町で笠間市民が本町

に来る避難民のうち何人支援者がいるかというのは、本町では、現時点では知り得ることではございません。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 町ではそういうあれはないということですか。そういうことで、1の問題はですね、そういうことだと思うんですけども、3番目の欄なんですけども、ちょっと順番狂っちゃうんですけども、再稼働については町長は意見は述べないということなんですけども、原発からね、私が心配しているというのは、やはり多くの方がね、心配しているのは、原発から半径30キロ圏内には96万人の方が暮らしているんですよ。やはり避難計画が難しいと、これが今実態だと思うんですよ。それが1点と、それとあと、再稼働20年で運転延長しながらですね、使用済みの核燃料は当然後は残るんですけども、この使用済みの核燃料はあと5年しかですね、貯蔵できない。そういう問題も出ているんです。これもアンケートじゃなくてシミュレーションをつくってやったんですけども、茨城の場合ですけども、50キロ圏に脱出する場合に30時間かかるということで、住民8万人を対象にしてやったんですけども、やはりこれは交通を規制し、計画策定はわずか3市のみだとかこういう状況ですよ。

ですから、私はね、町長は町民の安全あるいは安心を守っていくんだということならば、当然、今後原発に対してね、やはりしっかりとした意見を持つべきだと、反対だと思うんですけども、再度ですね、どういうふうに考えているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 国のエネルギー政策に対して、私の立場で意見を述べるのは差し控えさせていただきます。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 国の政策については関係ないと、そういうことだと思うんですけども、事故が起きた場合ですね、結局、やはり町民に対してね、責任を持つということだと思うんですけども、ちょっと順番は違いますけども、2番のですね、避難受け入れ自治体、体制も避難しなければならない事態ということでもありますけども、町の方では定めていないということなんですけども、例えば、放射線の爆発事故でですね、やはり放射性がどういうふうに飛んでくるかわからない。そういった中で町の方としてですね、結局、ほかの市町村へ避難をする。そういう事態も当然できると思うんですけども、そういう想定というのはしていないということではないですか。どうなんですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 広域避難ということでございますが、町の避難計画においても自然災害を想定に町内の避難所への避難の計画でございます。町外へ広域避難する、自然災害においてもそういうことまでは想定してございません。なおかつ、原子力災害というのは国の所管でございますし、先ほど町長の答弁であったとおり、栃木県には原発はございません。また、隣県にある原子力発電所からも60キロから離れている状況でございます。そういう状況でございますので、原子力災害に対する本町での広域避難計画は、必要がないとは申し上げます。ただし、優先順位からいけば本町に起こり得る自然災害に対する対応の方が優先課題かと、認識でございます。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 国の問題だから町には関係ないと、そういうことですが、結局、事故が起きた場合ね、最終的にはやはり行政が責任を負う、そういうことだと思うんですね。そういうことですね、ぜひこういうことがあるということで考えていただきたい、そういうふうに思います。

最後にですね、水道の民営化について質問をさせていただきます。

3点ほど質問をさせていただきます。

民営化した場合、今までの使用料金は維持できるのか。これが1点です。

②は、事業の負担金や企業が撤退した場合その対策はあるのか。これが2点目。

3点目は、広域化・民営化を進めるかどうかは町の判断に委ねられておりますけれども、町長はどういうふうに考えるのか。これをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 初めに、議員ご質問の水道の民営化は、さきの国会に提出されました水道法の改正と関連しておりますので、まず改正案の内容についてご説明させていただきます。また、現時点では法案は成立していないため、成立したと仮定してのお答えになることをあらかじめつけ加えさせていただきます。

さて、今回の水道法の改正案においては、人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化等、水道が直面する課題に対し、水道事業の基盤強化を図るための内容となっております。具体的には、広域連携の推進として、国や県が広域連携を推進するように努めなければならないことや、官民連携の推進として、水道施設の所有権は市町村が所有したまま、水道施設の運営権を民間事業者を設定できる仕組み、いわゆるコンセッション方式の導入が可能になること等となっております。

以上のことを踏まえまして、ご質問の1点目についてお答えします。

水道事業にコンセッション方式を導入した場合でも、料金は条例で上限を設定し、その範囲内で民間事業者が設定することになります。このため、料金の上限の設定や改定を行う場合は議決が必要になり、民間事業者が独断で上限を超えた値上げをすることはできないため、コンセッション方式の導入自体が料金の値上げにつながるものではないと考えます。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

改正水道法では、市町村が運営権を民間事業者を設定する場合には、実施計画書等を提出し、厚生労働大臣等の許可を受ける必要があります。その実施計画書において、民間事業者が撤退した場合の措置を記載することになりますが、現時点においてコンセッション方式は導入されておりませんし、撤退についてはさらにその先の話となりますので、お答えは控えさせていただきます。

次に、3点目のご質問についてお答えいたします。

さきに述べましたように、全国の水道事業体が抱えるさまざまな課題に対しては基盤強化を図ることが必要とされており、その方策としては、ご質問の広域化や民営化等を含めた経営改革を推進することが国から求められております。国の推計では、人口5万人未満の水道事業体は、将来経営が困難になることが予測されております。現在、水道事業ではコンセッション方式による民営化の事例はございませんが、広域化は既に導入された事例があり、コストの縮減等として効果があらわれております。こうし

た中、栃木県においても平成28年度に栃木県と県内25自治体で広域連携に関する検討会を設置し、これまでに3回の検討会が開催されてきました。広域化を進める上では、事業体の考え方や利害の相違、事業体間の格差等が課題になると考えられ、県の調整・推進役としての役割が重要になってくることから、先日、県に対して取り組みの推進をお願いしたところであります。上三川町においても、他事業体の事例を参考に調査研究を進め、危機感を持って広域化に取り組んでまいりたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、私の方から何点か質問なんですけども、今、町長から答弁があったんですけども、何点かなんですけども、深刻な技術者不足、これは上三川で何人ぐらい、どのぐらい考えているのか。それとですね、更新時期を超えた施設ですね、それがどのぐらいあるのか、金額はどのぐらいか。それとあとですね、人口減少による水需要の低下はどのぐらいあったのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 まず、1点目の技術者の確保についてお答え申し上げます。

現在、技術者におかれましては、水道技術管理者ということで必ず1名を配置する、そのようなことになっておりまして、現在は1名、プラス過去にその研修を受けた者がおりまして、計2名が存在してございます。

今後におかれましては、技術者の確保という点で現在も毎年技術者の応募をしているところでございますが、その応募に対して採用も少ない状況にあり、そういうところから技術者の確保という点で、1つは通常の業務委託の中で民間委託ということで考えていきたい、このようなことで、私個人としてはそういう思いがございます。これも大きな課題でして、やはり技術者がいなければ水道事業が成り立たないというようなことがございます。そのために新たな職員が配置された場合に、水道技術管理者の研修に参加をして、そういうところで補っている状況でございますが、やはりなかなか技術者も確保できないということから、今後については民間委託ということも考えていきたいと思っております。

次に、40年を過ぎた、要するに耐用年数が経過した水道管でございますが、現在、町の水道管全体としては導水管、取水井戸から配水場、そして配水場から家庭に配る配水管、全部で約320キロほどございます。この中の1.4%が現在は耐用年数を経過しているというようなことで、計画的に老朽管の更新事業を行っております。この更新事業の今後についてでございますが、現在、その長期更新計画ということで一昨年度から調査に入っております。これが今年度中にその費用等も含めてまとまりますので、現時点では、その費用がどれだけかかるかというのは大枠でしかわかっておりません。ちょっと手持ち資料がないんですが、さきに策定しました公共管理計画、この中で今後どれだけ毎年かかってくるかというものがございました。ちょっと手元にないので後で答えたいと思うんですが、そういうものがございます。ただ、その計画については、現在3カ所の配水場がございまして、この連絡管路とかそういう計画はございませんので、今やっている長期更新計画はその辺も含めて計画をしているものであり、それを含めた費用が今後算出されますので、その策定時に改めてまた説明の方はしたいと思っております。

次、水需要の減少ということなんですけども、現在、やはり人口減少による水需要の減少が今後起こって

くるわけなんです、これに関しましては、先ほど町長の答弁で申し上げましたように、5万人未満の水道事業体におかれましては経営が困難になるというような予測がされております。そのために、国の方から各都道府県の方に広域化の要請がございました。平成28年度から過去3回ほど検討会を開いているわけなんです、その中で広域化を進めていくというようなことで、町の方からも県に対して要請をしてございます。また、その危機感を持った上で、やはり今の水道事業体が行える範囲で勉強会を開いたり、そのようなことで今年度から始まったところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、私から質問なんですけども、国はですね、水道事業の将来について深刻な技術者不足、更新時期を迎えた施設や、あるいは耐震化、あと人口減少による水需要低下に伴う収入減と、その解決策としてね、広域化と官民連携が唯一の改革策だということなんですけども、町長にお聞きしたいんですけどね、何でこういう危機に陥ったのか。やはりこの分析と反省が必要だと思うんです。そういうことで、町長、どういうふうに考えているんですか。これをお聞きしたい。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 水道事業は、今まではですね、各市町村が事業主体となって個別でやっておりました。ですので、基本的にその経営体が小さい。そうすれば、経営環境は脆弱というふうになっていくと思います。ですので、今、広域化等の国からの働きかけがあるのと理解しております。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 水道設備の計画というのは、結局、自治体が地域の諸条件に応じて国が必要な財政的・技術的な支援を行うということがこの水道法でやはり明記されているんですよ。責任がなされなかったこと、これがやはり今回の危機を招いた原因じゃないかと思うんですね。先ほど町長の方からね、広域化も進めるということなんですけども、例えば、国の基本方針に基づいて都道府県が計画を立て、市町村を含め広域化の推進に努めなければならないということで、上からの広域化の押しつけですよ、これからね、そういうことになるわけです。先ほど答弁がありましたけども、広域化すれば当然一般会計からの金額も大きくなると思うんですけども、その金額というのはどのぐらいになるのか、それはわかりますか。これをお聞きしたいんですけども。

○議長【田村 稔君】 上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 現在においては算出はしてございません。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 算出はしていないということなんですけども、国の方では広域化と民営化ということでセットで進める、そういうことを進めてやっております。例えばですね、この水道事業における現在の災害支援体制、これ民間で、官民でどういう体制になっているのかということちょっとお聞きしたいんですけども、この人件費というのは基本給部分を派遣事業体を受け持つんですよ。やはり手当部分というのは被災者が受け持つと、これが基本だと思うんですけども、これは例えば、公営と民営でなった場合ね、やはり公平性が保たれるのか。そして、また別契約が発生するのではないのか。そういう事例が出てくると思うんですけども、その点どういうふうに考えているんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 現在の災害支援体制でございますが、1つに、町の都市建設課の方で上三川町建設業協同組合と協定を結んだものに基づいて業者の支援を受けます。また、水道事業におかれましては、日本水道協会、宇都宮が現在支部長になってございます。その水道協会の方から支援を受けるといようなことで進んでおります。その支援、各市町からの支援については、一昨年度小山市の方で災害が起きたときにも、本町からも給水タンクを用意しまして2日ほど支援を行いました。その費用につきましては、各その災害が起きた自治体の方で負担をするといようなことになっております。公平性が保てるかという問題なんです、やはり基本的な水道法の考えでございますが、国民の福祉というものがまず最初に来ます。そのような点から、やはりその水道の災害に関しまして、公平が保てるといようなことにつながるかと思います。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、また再質問なんですけども、何点かですけどね、結局、広域化ということなんですけども、職員はふやすんですか。どういう状況なんです。現在、2名不足しているということなんですけども、それはどういうふうになるんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 幾つかの事例がございます。この近辺では埼玉県の秩父市、こちらで1市4町が広域化を図りまして、平成28年4月から稼働してございます。その施設の統合ということでコストの縮減が図れます。また、人員についても、やはり各自治体の方にはその事務所は置かなくてはならないと思うんですが、全体とした人員は削減がされているといような結果が出ております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 私、今回、水道の民営化ということで質問させていただいたんですけども、やはりここで重要なのはね、結局、水道の安全・安心を将来にわたって町民に提供できる体制への本気度がやっぱり問われていると思うんですよ。その水道が福祉なのか、あるいは商品なのかということ、やはりそれが議論の中心にあるべきではないかと、そういうふうに考えております。世界の趨勢はですね、公営化なんですよ。そういう点でやっぱり災害時の自治体間の応援体制、そういうことも大きな問題になってきますね。

そこで何点かお願いなんですけども、例えば、広域化した場合ですね、広域化に不参加だった場合の水道料金、どんなぐらいになるのか。あるいは、その広域化した場合の水道料金ですね、その結果をですね、やっぱり町民に住民に公表すると、そういう点で必要だと思うんですけども、そういう考えはないんでしょうか。どうですか。

○議長【田村 稔君】 上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 まず、広域化をしない場合、このまま単独に進んだ場合なんです、先ほどもお答えしましたように、現在、長期更新計画を策定中でございます。次年度には、将来を見越す経営戦略、また水道ビジョンを策定する予定でございます。その中で今後どのような費用がかかるの

か。その費用に関しましては平準化を図り、各年度同じようなことで進める。この費用の算定がまだ終わっておりませんので、現在ははっきりした水道料金がどのようになるかわかりませんが、今までの状況をちょっと説明したいと思うんですが、現在、基本料金、また消費税を除いて、平成8年4月に水道料金が今の1立法メートル当たり140円になりました。以来、22年間、同額でございます。これはですね、過去の経営状況、一昨日も決算の説明をさせていただきましたが、29年度では純利益が6,600万円ほど計上されております。昨年28年度は8,000万以上の純利益がございました。また、預金ですね、預金におかれましても、現在、20億程度でございます。流動比率というものを算出して今の経営状況がどのようなものか、これも算出してございます。要は、その預金等を負債ですね、地方債等で割った比率、これが200%を超えれば経営状況が安定しているというような結果なんです。が、本町におかれましては、1,000%を現在超えています。当面は経営状況は問題なく進むと思われれますが、先ほども言いましたように、20年後には50%の管路が40年を超えるというようなことで、そのために広域化を行い、コスト縮減を図るなどして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひですね、大いに検討していただいてですね、やはり町の方でやっていると、そういうことだと思うんですね。ですから、当面はですね。だから、やはりそういうことでね、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。ありがとうございました。

---

○議長【田村 稔君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日7日から9日までは休会とし、10日は午前9時より決算特別委員会審査を行います。

以上です。お疲れさまでした。

午後2時21分 散会